

徳島県情報公開条例の施行に関する規程(平成18年3月31日本部告示第2号)

徳島県情報公開条例の施行に関する規程を次のように定める。

徳島県情報公開条例の施行に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、警察本部長が実施する公文書の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書)

第2条 条例第6条第1項の請求書は、様式第1号によるものとする。

(公文書公開決定通知書等)

第3条 条例第12条第1項の規定による通知は、公文書の全部を公開するときは公文書公開決定通知書（様式第2号）により、公文書の一部を公開するときは公文書部分公開決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第12条第3項の規定による通知は、公文書公開請求拒否決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(公開決定等の期間の延長の通知)

第4条 条例第13条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(公開決定等の期間の特例延長の通知)

第5条 条例第14条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第6条 条例第15条第1項の規定による通知は、公文書公開請求事案移送通知書（様式第8号）により行うものとする。

(公文書の公開に関する意見照会書等)

第7条 条例第16条第1項の規定により警察本部長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第16条第2項及び第4項の規定による通知は、公文書の公開に関する意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

3 条例第16条第1項、第2項及び第4項に規定する意見書は、様式第10号によるものとする。

4 条例第16条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第三者情報に係る公文書公開決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（公文書の閲覧等）

第8条 公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 警察本部長は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

3 公文書の写し（電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。）の交付は、請求1件につき1部とする。

（電磁的記録の公開方法）

第9条 条例第17条第2項の規定により警察本部長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録

視聴又は複写したものの交付

- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外のもの

用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の公開の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年10月26日警察本部告示第1号）

- 1 この告示は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の徳島県情報公開条例の施行に関する規程（以下「旧規程」という。）様式第1号による公文書公開請求書は、改正後の徳島県情報公開条例の施行に関する規程（以下「新規程」という。）様式第1号による公文書公開請求書とみなす。
- 3 新規程様式第1号に相当する旧規程様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成20年徳島県警察本部告示第3号）

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日本部告示第2号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

公 文 書 公 開 請 求 書

年 月 日

徳 島 県 警 察 本 部 長 殿

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号

徳島県情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により，次のとおり公文書の公開を請求します。

1 公文書の件名 〔 件名が明らかでないときは， 内容を具体的に記載してくだ さい。 〕		
2 公開の方法 〔 公文書の区分 に応じ，希望 する方法を○ で囲んでくだ さい。 〕	文書，図画及び 写真	（ 1 ） 閲覧 （ 2 ） 写しの交付
	電磁的記録	（ 1 ） 用紙に出力したものの閲覧 （ 2 ） 用紙に出力したものの交付 （ 3 ） 専用機器により再生したものの視聴 （ 4 ） 複写したものの交付
3 備考		

公 文 書 公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、徳島県情報公開条例第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公文書の公開をすることと決定したので、通知します。

1 公 文 書 の 件 名		
2 公開を実施 する日時及び 場所	日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後
	場 所	
3 事 務 担 当 課 等		電話番号

注 1 指定された公開の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

公文書部分公開決定通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、徳島県情報公開条例第12条第1項の規定により次のとおり一部を除いて公文書の公開をすることと決定したので、通知します。

1 公文書の件名		
2 公開を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 午後 時 分から
	場 所	
3 公開をしないこととした部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	徳島県情報公開条例第8条第 号に該当するため 〔 〕
4 3の理由がなくなる期日		年 月 日
5 事務担当課等		電話番号

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注 1 指定された公開の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

3 4の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

公文書非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、徳島県情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり公文書の公開をしないことと決定したので、通知します。

1 公文書の件名	
2 公開をしないこと とした理由	徳島県情報公開条例第8条第 号に該当するため 〔 〕
3 2の理由がなくな る期日	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注 3の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。
公開を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

公文書公開請求拒否決定通知書

徳 第 号
平成 年 月 日

様

徳島県警察本部長 印

平成 年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、徳島県情報公開条例第12条第3項の規定により次のとおり請求を拒否することと決定したので、通知します。

1 公文書の内容	
2 公開請求を拒否することとした理由	
3 事務担当課等	徳島県警察本部〇〇部〇〇課 電話番号 088-622-3101(代表)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に徳島県を被告として（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、徳島県情報公開
条例第13条第2項の規定により次のとおり決定する期間を延長したので、通知します。

1 公 文 書 の 内 容	
2 公 開 請 求 の 年 月 日	年 月 日
3 徳島県情報公開条例 第13条第1項に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 延 長 の 理 由	
6 事 務 担 当 課 等	電話番号

決 定 期 間 特 例 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については，徳島県情報公開
条例第 1 4 条の規定により次のとおり決定する期間を延長したので，通知します。

1 公 文 書 の 内 容	
2 公 開 請 求 の 年 月 日	年 月 日
3 徳島県情報公開条例 第 1 3 条第 1 項に規定 する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 公文書のうちの相当 の部分につき公開決定 等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 残りの公文書につい て公開決定等をする期 限	年 月 日
6 徳島県情報公開条例 第 1 4 条の規定を適用 する理由	
7 事 務 担 当 課 等	電話番号

公文書公開請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、徳島県情報公開
条例第15条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、公文書の公開決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行われます。

1 公文書の内容	
2 移送を受けた実施機関	電話番号
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関	電話番号

公文書の公開に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県警察本部長 印

あなたに関する情報（あなたから任意に提供された情報）が記録されている公文書について、徳島県情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により公開の請求がありましたので、同条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

つきましては、当該公文書を公開することについて御意見がありましたら、別紙により意見書を提出してください。

1 公文書の件名		
2 公開請求の年月日		年 月 日
3 公文書に記録されているあなたに関する情報（あなたから任意に提供された情報）の内容		
4 3の情報のうち公開しようとしている部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	
5 意見書の提出先及び提出期限	提出先	
	提 出 期 限	年 月 日

注 提出期限までに意見書の提出がない場合は、本件公文書の公開手続を行うこととさせていただきます。

公文書の公開に関する意見書

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

氏 名

住 所

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名
電話番号 〕

年 月 日付けで照会のありました公文書の公開に関する意見については、次のとおりです。

1 公文書の件名	
2 公文書の公開について反対する意思の有無	(1) 公開について反対しない。 (2) 公開について反対する。
3 公開に反対する部分及びその具体的理由	

注 2 の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

第三者情報に係る公文書公開決定通知書

第 号
年 月 日

様（殿）

徳島県警察本部長 印

年 月 日付けで照会しました公文書については、次のとおり公開をすることと決定しましたので、徳島県情報公開条例第 1 6 条第 3 項（第 1 6 条第 5 項において準用する同条第 3 項）の規定により通知します。

1 公文書の件名	
2 公開決定をした理由	
3 公開を実施する日	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に徳島県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に徳島県を被告として（徳島県公安委員会が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
注 公開を実施する日前に審査請求がない場合には、本件公文書の公開手続を行うこととさせていただきます。